

「令和7年度 先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業（追加募集）」概要

- 地域が抱える様々な分野における課題の解決に向け、国家戦略特区であるスーパーシティ、デジタル田園健康特区、連携“絆”特区、金融・資産運用特区において、先端的サービスの早期実装を推進するとともに他地域への知見の横展開を図ることが重要。
- このため、先端的サービスの実装に必要な**規制・制度改革の実現に向け、調査・実証を通じてエビデンス等を収集するとともに、サービスの社会実装**を行うことを目的に**国(内閣府)の委託事業**として必要な調査を実施。
- 今般、さらなる様々な地域課題の解決に向け、同事業の追加募集を実施。

実施主体

対象特区の地方公共団体と連携※¹して先端的サービスの実装や規制・制度改革に向けて取り組む協議会（当該地方公共団体を構成員に含む協議会）又は事業者（大学・研究機関等を含む）

※¹ 応募事業に関する地方公共団体の今後の取組方針（区域方針に照らして必要不可欠な事業であると判断する理由、規制・制度改革及び先端的サービスの実装に向けた取組体制・取組内容・スケジュール等を具体的に記載した書類（様式任意））について、当該地方公共団体から交付を受けていることを要件とする。

予算規模

【1件当たりの予算上限額】原則5,000万円※² ※² 過年度の同一・関連する規制・制度改革事項の調査実績等に応じて上限を設定

① 規制・制度改革の実現性

- ・ 規制・制度改革の実現に向けて、調査検討すべき項目・実証等を通じた検証方法、検証プロセスが具体的であるなど、必要十分な調査内容になっていること

（例：原則として、調査対象とする規制・制度改革について、地方公共団体と連携して「国家戦略特別区域における規制改革事項に係る提案募集要項」に基づき規制・制度改革提案を行い、当該提案に関する各府省庁からの回答を踏まえた上で、検証項目・方法が検討されていること等）

② 先端的サービスの必要性・先進性

- ・ 対象特区の地域課題の解決など区域方針等に照らし必要不可欠なサービスであること
- ・ 先進性や革新性を有するサービスとなっていること
- ・ サービスの社会実装に向けた取組が具体的であること（単なる実証ではないこと）

③ 実施体制

- ・ 必要十分な調査の実施や、先端的サービスの実装に向けて、十分な実施体制であること

（例：先端的サービスの実装に向けて、地方公共団体、民間事業者、大学・研究機関など関係者の強いコミットメントがあること等）

主な要件・ 選定のポイント

スケジュール・ 想定

令和7年7月25日～8月19日
8月下旬～9月中旬
10月上旬頃
令和8年3月

企画競争公募
審査委員会（外部有識者）による審査・選定
契約・事業開始
調査報告書提出